

熊西地域振興財団

非営利団体の活動を助成する事業（B 活動機会の提供）募集要項

1 はじめに

熊西地域振興財団は、魅力ある地域づくりや地域の活性化などの公益活動にかかわる人たちと、公益活動を支援したい人々をつなぎ、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的とします。

この目的を達成し、大阪府内で活動を行う非営利団体が、広く市民とつながる機会を得ることで、地域が抱える課題の解決、地域社会の活性化の担い手となることができるよう、活動機会の提供を行います。

2 対象となる団体

財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO 法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体など非営利活動・公益事業を行う団体

※財団法人、社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人を指します。

3 対象となる事業

地域を活性化させる活動を行っている上記対象法人の行う事業で地域社会に次のような貢献ができるものを対象とします。

- (1) 社会的弱者支援などの地域の課題を解決するための取り組み
- (2) 文化芸術等の活動を通じた地域内のつながり醸成・交流活動促進
- (3) その他、上記目的に合致する活動

次の事業には本事業は適用しません

- (1) 営利を目的としている事業
- (2) 特定の利害関係者のみを対象とした事業

4 本事業の審査

本事業の審査は、次の視点のいずれかに合致するものについて行い、当財団の活動資金の助成事業に係る選考委員会の意見及び理事会の意見に基づき、理事長が助成先を選定することとします。

(1)地域の幅広い人たちに参加の機会を提供する取り組みの紹介

(2)地域の課題の解決に貢献する取り組みの紹介

5 補助対象となる経費

対象となる経費は、イベントの交通費、準備に必要な消耗品費、印刷経費とします。

ただし、同一事業の同一経費について、当財団の他の助成を受けている場合は、その経費について申請を行うことはできません。

以上

熊西地域振興財団
非営利団体の活動を助成する事業（B 活動機会の提供）経費支給基準

1 はじめに

この基準は、熊西地域振興財団が行う活動機会提供事業について、募集要項の5に定める補助対象となる経費の詳細を定めるものとします。

2 補助対象となる経費

対象となる経費は、イベントの交通費、準備に必要な消耗品費、印刷経費とし、詳細は次の通りとします。

(1) 交通費

交通費は所属団体の事務所等から会場までの移動に係るもののみとし、原則として公共交通機関による合理的な経路に基づき計算するものとします。

ただし、機材の運搬などにレンタカーを必要とする場合には、レンタカー料金の実費を運送料として支給することができるものとします。この場合、自家用車での運搬については経費の支給対象としません。

(2) 消耗品費

消耗品費は、事業開催当日に必要なものに限り支給の対象とします。当日使用する消耗品であっても、経常的に団体として使用可能なものについては対象としません。

また、物品1個あたりの単価が1万円（消費税抜き）以上のものについては、支給の対象としません。

(3) 印刷経費

ポスター、ちらし、プログラム、その他、当日の事業の告知または配布物として使用する印刷物については、経費を支給することができます。

ただし、同日に配布するものであっても、当該団体のパンフレットなど、当該事業にのみ使用するとは認められないものについては、支給の対象としません。

以 上